三重県土地家屋調査士会
注意勧告に関する規則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第105条及び第106条の規定に基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が、会員に対して行う注意又は勧告の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の指針）

第２条　この規則の運用に当たっては、土地家屋調査士法（以下「法」という。）又は法に基づく命令若しくは会則及び日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）において所期する目的が達成されるよう、公正かつ迅速に運用されなければならない。

２　本会は、注意又は勧告及びこれに関連する調査、決議を行うに当たっては、会員の正当な権利を尊重するとともに、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第２章　注意勧告理事会

（名　称）

第３条　会則第106条第２項の規定による組織の名称は、注意勧告理事会と称する。

（職　務）

第４条　注意勧告理事会は、会員に対する注意又は勧告に関する審議を行う。

２　注意勧告理事会は、綱紀委員会の調査に補充して調査（以下「補充調査」という。）する必要があると認めるときは、会長に要請して、会員又は参考人の出頭を求めて補充調査をすることができる。

（組織及び運営）

第５条　注意勧告理事会は、会則第106条第２項の規定により理事会で選任された者で構成し、会長が統轄する。

２　注意勧告理事会の招集は、会長が行う。

３　注意勧告理事会の議長は、会議の都度、構成員によって互選する。

４　会長及び副会長は、注意勧告理事会の構成員でないときであっても、会議に出席して意見を述べることができる。

５　会則第37条の規定は、注意勧告理事会の議事に準用する。

第３章　注意勧告の手続等

（注意勧告手続の開始）

第６条　会長は、綱紀委員会の調査報告を受けたときは、直ちに注意勧告理事会を招集し、調査した事件の処理に関する審議を求めなければならない。

（調査の通知）

第７条　会長は、注意勧告理事会から補充調査の要請があったときは、当該会員又は参考人に対し、あらかじめ書面をもって通知しなければならない。ただし、調査に支障のおそれがあるときは、この限りでない。

（再調査の申立）

第８条　会長は、会則第107条第１項の規定により、再調査の申立てを受けたときは、特別の事情のない限り、申立てを受理した日から20日以内に、会則第107条第２項に規定する理事会（以下「再調査理事会」という。）を招集し、その調査に着手しなければならない。

２　前条の規定は、前項の再調査に準用する。

（決議の方法）

第９条　注意勧告理事会の決議は、会則第35条第３項の規定を準用する。

２　再調査理事会の決議は、前項の規定にかかわらず構成員の３分の２以上が出席し、その過半数をもって決議する。ただし、可否同数のとき

は、議長が決する。

（除斥・忌避・回避）

第10条　会則第52条各号の規定は、注意勧告理事会及び再調査理事会に準用する。

2　補充調査又は再調査の対象となった会員（以下「被調査会員」という。）は、前項の構成員について会則第52条第２号に該当する事由があると思料するときは、その事由を明らかにする書面をもって、本会に対して職務執行の忌避を申し立てることができる。

3　本会は、前項の申立てについて、相当の措置を講じなければならない。

4　第１項の構成員は、自己に会則第52条第２号に該当する事由があると思料するときは、その職務の執行を回避しなければならない。

（弁明・説明）

第11条　被調査会員は、注意勧告理事会又は再調査理事会に出席し、弁明をすることができる。

2　注意勧告理事会又は再調査理事会は、綱紀委員会から説明を求めることができる。

3　会長は、被調査会員に弁明の機会を与え、又は説明を求めるときは、期日を指定し、文書によって通知するものとする。

（調査等の延期、中断）

第12条　被調査会員は、疾病その他やむを得ない事由があるときは、本会に調査又は弁明の実施の延期を申し出ることができる。

2　本会は、前項の申出の事由が相当であると認めるときは、その事由の止むまで調査又は弁明の実施を延期することができる。

3　会長は、注意勧告理事会又は再調査理事会の審議の対象となった事件の調査着手前又は調査中に、当該事件に関係した訴訟の手続が行われた場合又は紛議の調停の請求があった場合は、それらの手続きが終了するまでの間、当該調査を中断させることができる。

（他の調査士会への依頼）

第13条　会長は、注意勧告理事会又は再調査理事会の審議の対象となった事件が、他の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の管轄区域において発生した事件であるときは、当該調査士会に対し、必要な調査又は意見を求めることができる。

（審議の打切り）

第14条　注意勧告理事会又は再調査理事会は、被調査会員が、補充調査又は再調査中若しくはこれらの審議着手前に、退会し、又は登録の移転により会員でなくなったときは、以後の審議を打ち切るものとする。

2　会長は、被調査会員が登録の移転により審議を打ち切ったときは、当該会員が新たに所属した調査士会に、事件の概要を報告するものとする。

（調査除外）

第15条　本会は、会員の行為が、法第56条の規定に該当するおそれがある事案であっても、綱紀委員会の調査着手前に、その行為又は不作為が終わって既に３年を経過しているものについては、会則第106条第１項の規定は適用しないものとする。

（注意勧告の確定）

第16条　注意又は勧告の処分は、次の各号のいずれかにより確定する。

（１）注意又は勧告を受けた会員が、会則第107条第１項の規定による再調査の申立てをしない旨の申出があったとき

（２）注意又は勧告を受けた会員が、会則第107条第１項の期間内に再調査の申立てをしなかったとき

（３）注意又は勧告を受けた会員が、再調査の申立てを取り下げる旨の書面を提出したとき

（４）再調査理事会において、注意又は勧告の取消しをしない旨の決議があったとき

第４章　注意勧告の実施

（注意又は勧告の告知等）

第17条　会長は、注意勧告理事会において、注意又は勧告を行う旨の決議をしたときは、主文、理由及び年月日を明らかにした文書を作成し、会則第５条第１号に定める調査士会員又は同条第２号に定める法人会員の社員に交付して行う。

２　前項の文書の交付は、原則として、当該会員に対し本会に出頭を求め、会長から手交するものとする。

３　会長は、前項の文書の交付に立会いの必要があると認めるときは、当該会員の所属する支部の支部長の立会いを求めることができる。

４　会長は、注意又は勧告を受けた会員が、従たる事務所のみの法人会員であるときは、その主たる事務所に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。

（再調査理事会の決議の告知等）

第18条　再調査理事会において、注意勧告理事会の決議を取消さない旨の決議又は変更する旨の決議をした場合には、前条の規定を準用する。

（法務局等への報告）

第19条　会長は、会員に対し注意又は勧告を行ったときは、その旨を津地方法務局長に報告しなければならない。

２　会長は、必要があると認めるときは、前項の報告に法第42条又は法第43条の規定による処分相当と思料する旨を記載することができるものとする。

３　会長は、第１項の報告をしたときは、その旨を日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）に報告するものとする。

（追跡調査）

第20条　本会は、注意又は勧告による指示に対して、注意又は勧告を受けた会員が適正に措置を講じたか否かについて、追跡調査を行うことができる。

２　会長は、前項の追跡調査の結果について、必要があると認めるときは、津地方法務局長に報告するものとする。

第５章　会員名簿への記載

（名簿への記載）

第21条　本会は、会員に対する注意又は勧告が確定したときは、その要旨及び年月日を当該会員名簿に記載するものとする。

（記載の朱抹）

第22条　本会は、前条の規定による記載で、次の各号のいずれかに該当するものについては、年月日を付記し、記載事項を朱抹するものとする。

（１）注意又は勧告の日から３年を経過したとき

（２）理事会において、特別の事情があると認めて記載事項の朱抹を決議したとき

２　会長は、前項の規定により記載事項を朱抹したときは、津地方法務局長及び連合会長に報告するものとする。

（公表）

第23条　本会は、注意又は勧告の処分に関し、適宜の方法で公表することができる。

（規則の改廃）

第24条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成15年８月１日から施行する。ただし、この規則施行の際に実施されている注意勧告理事会の調査及び審議については、なお、従前の例による。

２　昭和56年２月15日施行の注意勧告に関する規則は、平成15年７月31日をもって廃止する。